

・今後の孤独・孤立対策の進め方について

日本福祉大学 原田正樹

① 「予防」という視点を広げること

これまでの議論から、孤独・孤立対策として「予防」が大事であるという認識は合意されてきたところである。重点計画では「孤独・孤立に至っても支援を求める声を上げやすい・声をかけやすい社会の実現に向けて」として具体的な「対策」に関わる施策が一覧になっている。ここでは「孤独・孤立に至っても」とあるが、孤独・孤立に至らないような社会形成や豊かな人間関係を日常から育むという視点が、本来の「予防」としては重要ではないか。

そのために具体的には「教育改革」と「地域づくり」が重要であると考ええる。

重点計画【(1) 孤独・孤立に至っても支援を求める声を上げやすい社会とする、③声を上げやすい・声をかけやすい環境整備】のなかには「**幼少期からの「共に生きる力」を育む教育**」、(※「共に生きる力」を育む教育とは、多様な人や地域と関わって多様な生き方を認め合うことを理解する 体験、自他尊重のコミュニケーションスキルを育む機会、社会保障についてその活用方法を含めて知る機会、地域福祉を学ぶ機会などを、学校教育や社会教育などの場、学校教育と社会教育の協働の場で設けることをいう。)**「豊かな人間関係づくり」**(※ 学校教育、社会教育、家庭教育や地域コミュニティでのつながりなどを通じた人間関係づくりをいう。)記述されているが、計画の「具体的施策」としの 144 事業のなかには含まれていない。文科省から提示されている施策は、いじめ、不登校、自殺対策が中心であり、上記の教育内容や健全育成、インクルーシブ教育、社会教育・生涯学習などに関するものが皆無である。いじめ、不登校、自殺対策は重要であるが、孤独・孤立の予防として、もっと広く捉える必要があると考える。他の省庁にも言えることであるが、「孤独・孤立」の認識の範囲が狭いように思える。学習指導要領の見直しも含めて、孤独・孤立を生まない、誰一人残さないような「共に生きる力」をどう育むかは、教育改革の抜本的な今日的課題であると認識することが重要ではないか。

「地域づくり」も同様である。地域のなかの人間関係が希薄化しているという課題に対して、どのように地域再生を図るかという視点が重要である。その視点からすれば計画にある「No090 地域おこし協力隊の強化」はとても重要な施策であるし、関連する総務省や農林水産省、国土交通省の施策は、孤独・孤立をうまない地域づくりの基盤になるものである。それらを計画として「②アウトリーチ型支援体制の構築」という括りにしてしまうのではなく、本来の「人間関係を豊かにする地域づくり」として施策の体系化をしてみても如何であろうか。そうした事業のなかに、「人間関係を豊かにする」という評価の視点を入れていくことが重要であると考ええる。

② 地方自治体レベルでの実施にむけて

孤独・孤立への具体的な支援については、中央政府の諸施策を地方自治体レベルでどう展開していくか、それらを地域の実態にあわせて実施できる仕組みが必要である。孤独・孤立対策が縦割りにならず、包括的な支援体制の構築が急務である。そのために現状では社会福祉法第 106 条の 3 にある「**包括的支援体制**」が有効であると考ええる。

本来、「**地域共生社会**」は閣議決定により位置付けられたものであり、その中核になる施策としての包括的支援体制は、厚労省の施策として限定するのではなく、孤独・孤立支援として有効に機能させていくために位置付けを見直す必要があるのではないかと考える。具体的には、「No077 地域における包括的な支援体制の構築にむけた取組の推進」は、「④地域における包括的支援体制等の推進」の 31 の施策のなかの 1 つになっているが、地方自治体における④の中核的体制として「包括的支援体制」を位置づけ、その構築にむけた取組が自治体ごとにできるようにしては如何か。

その際に重要な役割を果たすのが、法第 15 条の「**孤独・孤立対策地域協議会**」になるが、この協議会には 2 つの機能があると思われる。1 つは各自治体の包括的支援体制を、社会福祉関連施策だけに留めないよう、広く協議するプラットフォーム機能である。もうひとつは具体的な相談・参加・地域づくりにかかる検討であるが、支援の一部については**重層的支援体制整備事業**を予算等を含めて強化していくことで、総合的に対応できるのではないかと考える。

ただし、いずれも地方自治体の福祉部局に丸投げするのではなく、孤独・孤立対策は全庁あげて取り組む社会課題であるという庁内連携の仕組みが前提にあることである。

以上